

# 就学支援金オンライン 申請事務説明会

令和6年1月23日

静岡県スポーツ・文化観光部

総合教育局私学振興課

# 1 令和6年度の申請方法の取扱いについて(予定)

申請方法の取扱いは以下のとおりです。令和7年度以降は学年進行となります。

申請種別	現在校生 (R5受給資格あり)	現在校生 (R5受給資格なし)	令和6年度新入生
受給資格認定申請(一括)	—	オンライン申請(7月)	オンライン申請(4・7月)
7月収入状況届出	紙ベースでの申請 (卒業まで)	オンライン申請	オンライン申請
年度途中の保護者情報変更等 (単件)	紙ベースでの申請(戸籍謄本等の提出は必須)		
消滅・停止・再開	紙ベースでの申請(退学届・休学届・復学届等の提出は必須)		

※年度途中の転入等による単件での受給資格認定申請は、原則オンライン申請とします。

※家計急変に係る申請・届出は、紙ベースでの申請とします。

## 2 令和6年度 年間スケジュール(予定)について

大まかな年間スケジュールについては、現時点で変更の予定はありません。

月	内 容	
	補助金交付関係	就学支援金認定事務
4月		・～5日頃 R5年度実績報告書提出(支援金、事務費補助金) ・～10日 3月の退学、転学者の書類及びデータの提出
5月	・下旬 交付申請	・～10日(以降の月同様) 前月分の退学・転学者の書類及びデータ提出 ・～31日 受給資格認定申請者一覧表提出
6月	・中旬 交付決定 ・下旬 第1回支払	
7月		・～31日 収入状況届出者一覧表提出
9月	・下旬 第2回支払	
10月	過年度の訂正報告 ※該当がある場合のみ	
12月	・中旬 第3回支払	
2月	・下旬 年間見込額提出	
3月	・中旬 変更交付申請 ・下旬 変更交付決定	
4月	・下旬 精算払	・～5日頃 R6年度実績報告書提出(支援金、事務費補助金)

### 3 提出書類等について(1)

オンライン申請の開始に伴い、保護者負担軽減のため原則として学校・県への紙ベースの書類の提出(様式第1号、ひとり親証明書類等)は不要とします。

#### 【ポイント】

- ◆ 原則として、各申請者がe-Shienに入力した親権者等の人数・氏名・個人番号等は正しい内容(事実と相違ない内容)であるとして取り扱うため、ひとり親として入力されている場合に根拠書類等を求める必要はありません。
- ◆ ただし、学校で把握している情報と相違がある場合等(生徒個票が2人親家庭となっているのに1人親で申請、両親がいるはずなのに祖父母で申請等)は、必要に応じて戸籍謄本等の提出を保護者に求めてください。
- ◆ その場合も原則として県への提出は不要です(判断が困難な場合等は県に提出)。なお、授業料との早期相殺のために課税証明書等の提出を求めることは学校の判断において実施していただいて差し支えありません。

### 3 提出書類等について(2)

#### 《紙ベース申請書類についての整理》

区分	令和5年度まで	令和6年度以降
受給資格認定申請書 収入状況届出書 (様式第1号)	全員分 県に提出	オンライン申請不可の者のみ 県に紙ベースで提出
ひとり親証明書類 (戸籍謄本等)	抽出校のみ県に提出	県への提出は原則不要 必要に応じて学校が収集・保管 →判断困難な場合は県に提出
個人番号カード(写)等貼付台紙	全員分 県に提出	オンライン申請不可の者のみ 県に紙ベースで提出
不開示希望者一覧表	県に提出	変更なし
海外赴任証明書類	授業料減免事業計画書提出時 県に提出	変更なし
受給資格認定申請者一覧 収入状況届出者一覧	県に提出	変更なし
受給資格消滅通知(※1) 前籍校の指導要録等(※2)	県に提出	変更なし

※1 前籍校がある場合:残支給月数を確認するため(消滅通知がない場合は指導要録等)

※2 前籍校があり、現籍校が単位制高校の場合:残支給単位数を確認するため

### 3 提出書類等について(3)

#### 《紙ベースでの申請を行う場合》

- ◆ インターネット環境を有していない等、やむを得ない理由により紙ベースでの申請を行う者も、原則としてオンライン申請者と同様にひとり親証明書類等の提出を求める必要はありません。ただし、個人番号カード(写)等貼付台紙の提出は必須となります。なお、紙ベースでの申請の場合、学校側でe-Shienに個人番号を入力する必要はありません。

#### 《不開示希望者一覧表について》

- ◆ 例年は個人番号カード(写)等貼付台紙最下部のチェック欄より不開示希望者を特定し、不開示希望者一覧表を県に提出することとしておりましたが、オンライン申請画面では不開示希望についてのチェックボックスがないため、受給資格認定のオンライン申請手続きを保護者に依頼する際に、不開示希望者は学校に不開示を希望する旨の連絡をするよう丁寧に御説明頂き、学校にて不開示希望者一覧表を作成・提出してください。

#### 《海外赴任証明書類について》

- ◆ 海外赴任証明書類については、従来どおり全ての該当者から取得・保管及び授業料減免事業計画書と合わせて提出してください。

#### 【ポイント】

入学時(基準日:前年度の1月1日)には海外在住であり市町村民税が課されていないが、7月収入状況届出時(基準日:当年度の1月1日)には帰国しており、市町村民税が課されているといったケースが例年多く見受けられます。受給資格認定申請、収入状況届出のタイミングで最新の海外赴任証明書類により変更がないかの御確認をお願いします。

## 4 紙ベースでの申請とオンライン申請の違い(1)

### 《申請者》

区分	紙ベースでの申請	オンライン申請
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第1号</li><li>・個人番号カード(写)等貼付台紙</li><li>・ひとり親証明書類等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>原則提出書類なし</u> (以下、必要に応じて)</li><li>・個人番号カード(写)等貼付台紙(※)</li><li>・ひとり親証明書類等</li></ul>
e-Shien	閲覧不可	閲覧可能 ※審査状況、認定結果を随時確認可能
認定結果	紙ベースで受領(学校が通知)	変更なし

※生徒本人の収入状況を届け出る場合、e-Shienに個人番号カード等の画像をアップロードする必要がありますが、アップロード時にエラーになる場合等に個人番号カード(写)等貼付台紙の提出を求める可能性があります。

## 4 紙ベースでの申請とオンライン申請の違い(2)

### 《学校のe-Shien作業》

#### (1) 受給資格認定申請(e-Shien業務マニュアル 116ページ以降)

e-Shien作業	紙ベースでの申請	オンライン申請
生徒情報の登録	学校が登録	変更なし
意向の登録	学校が一括登録	全生徒が登録
申請情報の登録 (保護者情報等)	学校が一括登録	受給希望の申請者が登録
申請情報の確認・提出	学校が確認・提出	変更なし

※新入生(申請者)が入学前3月時点でe-Shienによりオンライン申請を行う場合、学校側で必ず適用開始年月・申請日の一括更新を行ってください。

(e-Shien業務マニュアル 141ページ以降)



## 4 紙ベースでの申請とオンライン申請の違い(3)

### 《学校のe-Shien作業》

#### (2) 収入状況届出(e-Shien業務マニュアル 196ページ以降)

e-Shien作業	紙ベースでの申請	オンライン申請
継続意向の登録	学校が一括登録	全申請者が登録
申請情報の確認・提出	学校が確認・提出	変更なし

※収入状況届出で申請者がオンラインにて継続意向登録を行う際に、保護者等の「変更あり」を選択した場合、「収入状況届出」が不受理扱いとなり、自動的に「保護者等情報変更届出」が作成されるため、必ず「収入状況届出」の内容確認に加えて「保護者等情報変更届出」の有無と内容の確認を行ってください。

※審査完了後の作業(通知確認→申請者への認定通知の出力・配布)は従来どおりです。

※必ず申請情報と学校で把握している情報(保護者の人数や氏名等)を照合し、疑義がある場合は保護者に確認を行ってください。

## 5 マイナンバーの入力について

- ◆ 保護者等の個人番号を提出する場合は、申請者(生徒)自らが入力された個人番号の確認および保護者等の身元確認を行います。
- ◆ 個人番号の入力誤りや、別人の個人番号の入力を行わないよう、申請者及び保護者等に十分に入力内容の確認を行うように丁寧な説明をお願いします。
- ◆ 入力誤り等によるエラーが発生した場合は県から学校に対し随時連絡いたしますので、御対応をお願いします。
- ◆ なお、オンライン申請で生徒本人の個人番号を提出する場合の本人確認は学校で行ってください。本人確認画像をe-Shienにアップロードする必要がありますが、アップロードができない場合等は個人番号カード(写)等貼付台紙を提出させて下さい。
- ◆ 紙ベースでの申請を行う場合の個人番号カード(写)等貼付台紙の取り扱いや県への提出方法は従来どおりとなります。

## 6 留意点(1)

- ◆ 申請者がe-Shienで4月末日までに受給資格認定申請を行わない場合、受給開始が5月以降となる可能性があるため、必ず4月末日までに申請作業を終えるよう各保護者に説明をお願いします。
- ◆ 7月受給資格認定申請を行う場合は、6月中にオンライン申請を行うことも可能ですが、申請日を必ず「7月1日」に設定するよう各保護者に説明をお願いします。  
なお、7月受給資格認定申請の場合も、7月末日までに申請作業が終了しない場合には受給開始が8月以降となる可能性があるため御注意ください。
- ◆ 7月收入状況届出は、県の「収入状況届出提出依頼一括登録」の処理後(6月下旬～7月頭を予定:4月受給資格認定申請の審査状況やe-Shienのシステム改修等により前後する可能性あり)に各保護者の継続意向登録・収入状況届出の作成が可能となります。  
7月末の県への提出期限に間に合うよう、各保護者への入力依頼及び申請内容の確認をお願いします。
- ◆ 受給資格認定申請時の「申請意向の登録」及び収入状況届出時の「継続意向の登録」のみではe-Shien上で未申請とみなされます。  
必ず意向登録後の「受給資格認定申請」及び「収入状況届出」の入力・提出まで行うよう各保護者に説明をお願いします。

## 6 留意点(2)

- ◆ エラー回避のため、マイナンバーカードを利用した自己(課税)情報の取得は行わず、一律で個人番号の直接入力を行うよう各保護者への説明をお願いします。
- ◆ オンライン申請画面ではメールアドレスを入力することができ、入力した場合は学校側の「通知確認完了」の作業後に自動で入力アドレス宛てに審査が完了した旨のメールがe-Shienから届きます。

入力は必須ではないため、学校の判断によりメールアドレスの入力をしないよう一律で申請者に指示することも可能とします。
- ◆ 各申請者からの就学支援金申請に関する問い合わせ先窓口は学校とし、学校で解決しない不明点は取りまとめて県に問い合わせを行ってください。
- ◆ 学校側でダミーの生徒情報を作成して操作の確認を行うことも可能です。ただし、ダミーのデータは県に提出をしないよう御注意ください。
- ◆ e-Shienの詳細な操作手順等は業務マニュアルを各自御参照ください。e-Shien操作に関する疑問点やエラーが生じた場合には、e-Shienヘルプデスク宛てに御連絡ください。

## 7 文部科学省HP

- ◆ オンライン申請に関するリーフレットの最新版、申請者向け利用マニュアル等は文部科学省HPに掲載されています。必要に応じて各自ダウンロードし、御活用ください。
- ◆ 《URL》  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)
- ◆ ※オンライン申請の説明動画、申請者向け最新版FAQ等も掲載されていますので必ず御確認ください。
- ◆ ※先日参考送付したリーフレットは古いバージョン(裏面「留意事項」の掲載予定月について、既に文科省HPに掲載済のため削除)のため、文科省リーフレット及び申請者向けFAQを各保護者への周知に利用する場合は、上記URLより最新版をダウンロードしてください。